

第1章 歴史文化基本構想策定の背景と目的

1. 歴史文化基本構想策定の背景と目的

(1) 歴史文化基本構想策定の背景

我が国には、人間と自然との関わりの中で培われた地域の風土や生活がある。また、それら地域の風土や生活と、他国の文化との交流を通じて融合しながら育まれてきた豊かで伝統的な文化が存在する。

我が国の豊かで伝統的な文化は、我が国の歴史や古くからの生活の様子等を今日に伝えるとともに、その根底にある日本人の自然感や信仰、さらに、巧みに自然を取り込むための知と技を伝え、今日の人々の日々の暮らしに精神的な豊かさや感動、生きる喜びを与えてくれる。また、地域で継承されてきた独自の伝統的な文化は、地域の人々の手によって受け継がれ、あるいは再認識されることにより、地域の人々の心の拠り所として連帯感を育み、一つの共同体として社会の基盤を形成する役割を担っている。

文化財は、このような伝統的な文化が結実した一つの形といえ、我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な資産であるとともに、現在及び将来の社会の向上発展のために無くてはならない存在といえる。

文化財には、それが置かれた環境の中で人々の営為や周辺環境と密接に関わりを持ちながら、時間の経過とともに重層的に伝統的な意義や価値を形成してきたという側面があり、文化財相互の、あるいは文化財と周辺環境との間に、時間的（歴史）、空間的（風土）なつながりを有している側面があるといえる。

文化財を次世代に確実に継承していくためには、このような側面に着目し、地域の歴史や文化を伝える文化財の価値を明らかにするとともに、その貴重な価値を守りながら、魅力的な形態でわかりやすく将来に伝えていくことが重要である。

近年、都市化に伴う開発、社会構造や価値観の変化等により、歴史的な建造物、遺跡、風致景観、地域に伝わる祭りや行事のように、長い歴史の中で守られ伝えられてきた文化財や、文化財を守ることで伝えられてきた伝統的な知と技が失われつつある。

一方、地域活性化を進めるため、個性あふれる地域づくりが課題となる中で、地域のアイデンティティを確保し、その絆を維持するものとして、文化財や伝統的な文化の価値が見直されつつある。今後は、市町村合併を受けた新しいまちづくりの指針の策定や、景観法に基づく景観保全の取組を推進することが期待されているところである。

このような背景のもと、文化庁では文化審議会文化財分科会企画調査会において、特定の文化財の類型^{※1}を越えた共通的な課題として、特に検討が必要と思われる「文化財を総合的に把握するための方策」、「社会全体で文化財を継承していくための方策」について検討を行い、「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」（平成19年（2007）10月30日に策定）としてとりまとめている。この中で地方公共団体による「歴史文化基本構想」の策定を提言し、各地域において、国・地方公共団体、民間団体が連携協力して、文化財の保護やそれを活かした文化の薫り高い地域づくりが推進されていくことを期待している。

※1：文化財の類型：文化財保護法では、文化財を6種類（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）に分類している。文化財という用語を用いる場合、国や地方団体により指定等を受け保護の措置が図られているものを指すことが多いが、当該調査会報告書においては、歴史上・芸術上等の価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要なすべての文化的所産を指す。

(2) 足利市歴史文化基本構想の目的

前述の背景を踏まえ足利市は、平成20年（2008）9月に文化庁と文化財総合的把握モデル事業の委託を受け、足利市歴史文化基本構想（以下、本構想という）を策定することとなった。

足利市では、これまで文化財保護行政のほか、昭和10年（1935）に足利学校、鏹阿寺周辺「足利史蹟風致地区」指定、昭和45年（1970）制定の市民憲章の中にも「日本最古の学校のあるまち」を謳い、平成12年（2000）の「歴史都市宣言」、都市計画マスタープランにも地域の文化財を活用することを盛り込むなど、市を挙げて文化財の保護（保存と活用）に取り組んできている。

このような足利市の取り組み状況を踏まえ、本構想は、足利市の歴史的・地理的特性を活かした文化財の総合的な把握を行うとともに、足利市の文化財を総合的に保存及び活用していくための考え方・方針等を定めることを目的とするものである。

